

# 16世紀後半のヨシフ=ヴォロコラムスキー 修道院領<sup>(1)</sup>における雇用労働力(1)

—オブロック支払帳の分析を中心に—

細川 滋

- I はじめに
  - 1 問題の所在
  - 2 史料について
- II オブロック受領者
  - 1 オブロック受領者の職種
  - 2 オブロック受領者の義務
  - 3 オブロック受領者に対する修道院側の対価
- III 臨時的雇用労働の種類と労働内容(以下次号)
- IV 雇用労働力提供者の実態
- V おわりに

## I はじめに

### 1 問題の所在

16世紀, 17世紀のロシアにおいて修道院領にジェチョーヌィシデネンシが存在していたことは, 衆知の事実であり, ディヤコノフは、『16-17世紀のモスクワ国家における農村住民史概論』において, 「修道院のジェチョーヌィシ」—

---

(1) これまで, «Иосифо=Волоколамский монастырь» について, 「イオシフォ=ヴォロコラムスキー修道院」という訳語を用いてきたが(拙稿「16世紀末イオシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担」, 『研究年報』(香川大学経済学部) 26, 1986), 今後, 一般化している「ヨシフ=ヴォロコラムスキー修道院」と表記することにしたい。

般を論じた。<sup>(2)</sup>

16世紀半ばのヨシフ=ヴォロコラムスキー修道院でも、独自の労働力としてジェチョーヌィシдетеньшиが存在していた。チホミーロフは、当修道院の雑役を割り当てられた働き手を取り上げる中で、このジェチョーヌィシの問題に触れている。彼は、ジェチョーヌィシの出自を、自由な遍歴者казакや一時的に修道院の仕事に雇われた雑役夫に求めているが、同時に、多数のジェチョーヌィシが修道院領内の人々であること、彼らは期限の前に、受け取った金銭を返済した上で、自由にジェチョーヌィシを止めることもできたこと、また、当該修道院の経済に応えるためには、俸給を受領する人達だけでは不十分で、他の人々を別に雇用しなければならなかったこと、木さじ製造職人やろくろ師の存在は、さじやカップなどの修道院の種々の記念品の制作を物語る可能性はあるものの、手工業者、ジェチョーヌィシの労働は主として修道院内の需要向けに採用されたものであること、等々を指摘している。<sup>(3)</sup>

グレーコフも、「修道院のジェチョーヌィシ」において、それまでのジェチョーヌィシに関する見解を整理した上で、ヨシフ=ヴォロコラムスキー修道院の《Книга ключей и оброков》を利用して、次のような分析を行っている。

- ① «дети»は、もっぱら監督のために指名された人物の監督の下に特別の家屋の中で生活を送っていること
- ② «дети»に対しては、毎年、通常は年間の賃金(=オブローク)が支払われているが、短期の者も存在したこと
- ③ 賃金に幅があること、ジェチョーヌィシの構成に変化があり、恒常的な労

(2) Дьяконовъ, М. *Очерки изъ истории сельскаго населенія въ московскомъ государстве (XVI-XVII вв.)*, С.-Петербургъ, 1898 (SLAVISTIC PRINTINGS AND REPRINTINGS 210. Ed. by С.Н. VAN SCHOONEVELD. MOUTON, 1969), с. 295-321.

(3) Тихомиров, М.Н. *Монастырь-вотчинник XVI в.*, «Исторические записки», т. 3, с. 148-152. チホミーロフは、本稿で主として利用する史料集中の文書にも言及し、利用もしているが、彼が主として利用しているのは、彼がヨシフ=ヴォロコラムスキー修道院の文書保管所で発見し、後に監修者の一人となって刊行した文書である(*Книга ключей и долговая книга Иосифо-Волоколамского монастыря XVI века*, Под редакцией М.Н. Тихомирова и А.А. Зиминой, М.-Л., 1948)。本稿では、この史料集を利用するにまでは至らず、今後の課題としたい。

働者ではなく、流動的な労働者であること

④ 労働に就くに当って、各人が保証人を立てているのは、当時、修道院には雇用労働者を確保するための他の手段がなかったからであること

⑤ 期間内の義務を遂行した後は、「従属性」はなくなっていること  
等々を指摘し、続いて、雇用者の多数ある範疇の中の一つが、なぜ区別されてジェチョーヌィンという特別な名称を付けられているのか、という設問を立て、主としてディヤーコノフの見解に検討を加えつつ、最終的には、ジェチョーヌィンについて、

① 修道院経済において、修道院独自の耕地の発生時及び拡張時に、幼児から修道院に扶養されるに至った人々がそのために使われたが、ここから「修道院のジェチョーヌィン」という言葉が出現した。

② 修道院独自の耕地を耕作するために雇用された労働者もまた、修道院のジェチョーヌィンと呼ばれるようになった。

③ ジェチョーヌィンの義務は農業労働者としての機能にとどまるものではなかった。ジェチョーヌィンの中には、手工業者も、修道院当局の様々な仕事を遂行する使用人も含まれている。

④ 修道院のジェチョーヌィンは、世俗領においては、開かれた雇用という形態を取ったり、セレブレニチェストヴォというカムフラージュされた形を取ったりして仕事に参加される労働者という範疇に相当する。

という結論を出している。<sup>(4)</sup>

シチェペトーフは、ジェチョーヌィンについて、ジェチョーヌィンを貧困化し、固有の生計を営む可能性を失った農民と理解し、農民ではなく、彼らこそが修道院の直領地における主要な農業労働力である、と捉えている。そして、ジェチョーヌィンの数的変化を、修道院の土地開墾事業との関連で理解し、支払われた報酬額の変化、雇用期間、雇用に際しての担保の問題や給付内容にも言及している。<sup>(5)</sup>

(4) Греков, Б. Д. Монастырские детеныши, «Вопросы истории», № 5-6, 1945, с. 74-84.

(5) Щепегов, К. Н. Сельское хозяйство в вотчинах Иосифо-Волоколамского монастыря в конце 16 века, «Исторические записки», т. 18, с. 99, 100, 103.

このように、ジェチョーヌィンについて論じているようではあっても、その内容はジェチョーヌィンに限定されているのではなく、修道院における雇用労働力の問題がテーマとなっているのである。この点は、すでに指摘されていることではあるが、オブロークの支払いに当たって、オブロークという表現と並んで、「денежное жалованье」とか「годовое жалованье」という表現も散見することから、オブロークが貨幣による俸給の支払いを意味していることは明らかである。<sup>(6)</sup>つまり、何らかの労働に対する報酬として、オブロークが支払われていたのである。

さらに、オブロークの支払いを受ける雇用労働力と並んで、臨時的に雇用される労働力の存在が支出帳簿の中に散見する。典型的な事例には、明らかに雇用を意味する「наймовать」という言葉が使われている。<sup>(7)</sup>また、この言葉は使用されていないものの、労働への対価として金銭が支払われている事例がある。したがって、当該修道院の雇用労働力を検討する場合には、オブローク支払帳簿に示されたオブローク受領者だけではなく、支出帳簿にオブローク受領者としては現れない労働力をも視野に入れなければならないことになる。

本稿は、チホミーロフ、グレーコフ、シチェプトーフ等によって指摘された諸点に関して、ジェチョーヌィンをも含めて、ヨシフ＝ヴォロコラムスキー修道院の雇用労働力の問題と捉え直し、1978年に刊行された *Вотчинные хозяйственные книги 16 в. Книги денежных сборов и выплат Иосифо-Волоколамского монастыря 1573-1595 гг.* 中のオブロークの支払いに関する記載を主たる分析対象としながら、1980年に刊行された *Вотчинные хозяйственные книги 16 в. Приходные и расходные книги Иосифо-Волоколамского монастыря 1570-80-х гг.* 中の支出関係に関する帳簿をも利用して、再検討しようとするもので

(6) *Вотчинные хозяйственные книги 16 в. Книги денежных сборов и выплат Иосифо-Волоколамского монастыря 1573-1595 гг.*, 1978 (以下 *ВХКдсв* と略記), с. 224, 278, 282.

(7) *Вотчинные хозяйственные книги 16 в. Приходные и расходные книги Иосифо-Волоколамского монастыря 70-80-х гг.*, М.-Л., 1980 (以下 *ВХКрк* と略記), с. 32, 36-39, 57, 81 и др.

(8)  
ある。

したがって、本稿では、当該修道院の支出関係の帳簿、とりわけオブローク支払帳簿を利用して、修道院の雇用労働力の実態を、労働力の提供者であるオブロートチクの職種に焦点を当てながら、同時に、支出帳簿中の労働に対する支払いをも視野に入れて、当該修道院は、どのような労働を必要としていたのか、被雇用者はどのような条件のもとに雇用されていたのか、労働力を提供していたのはどのような人達であったのか、等々を明らかにしていきたい。

なお、オブローク支払帳簿と、支出帳簿中の雇用労働への支出は、当然のことながら、支出のうちの一部に関わるものであって、支出の全てを対象とするものではない。他方、当該修道院の収支状況を把握し、それによって修道院の所領経営、分業、農村工業の問題、農村における分業の問題、等々について検討を加えるためには、少なくとも収支帳簿全体の分析を行ななければならない。残念ながら、収支帳簿全体の分析を行うことは、現段階では不可能なので、そのための基礎的研究の一端として、本稿では、労働力の雇用関係にのみ焦点を当てて、検討を加えることとし、全体像を把握することは、今後の課題としたい。

## 2 史料について

分析に先立って、史料として利用する文書について触れておきたい。中心となるのは、前述の *Вотчинные хозяйственные книги 16 в. Книги денежных сборов*

(8) 最初の史料集については、すでに拙稿でも言及しておいたように（前掲論文、85ページ）、オブロークの収入ではなく、オブロークの支出に関する記載も収められている。つまり、オブロークという同一の用語が使用されながら、一方では収入を、他方では支出を、と全く相反する行為を表わすものとなっている。したがって、支出に関する帳簿は、分類すると、二通りあり、一つは当該修道院の日常的支出に関するものであり、もう一つはオブロークの支払いを中心とするものということになる。本稿で検討の対象となるのは、後者の意味で使用されているオブロークの、その支払い対象となっている人々に関してである。

1980年に刊行された史料集中の支払関係の帳簿では、当該修道院に関わる支出項目をほぼ時系列に沿って、各地に散在する所領からの覚書をも挿入しながら、したがって、実際の支払期日と支払関係の帳簿に記載された期日とが異なる場合も伴いつつ、何に、いくら支出されたのか、購入あるいは支払いの担当者は誰なのか、等々が記載されている。

*и вылат Иосифо-Волоколамского монастыря 1573-1595 гг. №30~39*で、  
№30

これは、1573年10月1日から1574年4月30日までのオブロックの支払いを記載しており、当時のカズナチェーイказначейはニキフォル＝モーリン Никифор Морин であった。

№31

1575年10月6日から1576年5月24日までのオブロック支払いの記載を含むもので、カズナチェーイはイェルマン＝チョグロコフ Ерман Чоглоков であった。

№32

1579年10月27日から1580年3月16日までのオブロック支払いの記載を含み、カズナチェーイはベネディクト Венедикт であった。

№33

1581年10月1日から1582年4月28日までのオブロック支払いの記載を含み、カズナチェーイはニキフォルであった。

№34

1587年12月22日から1588年5月24日までのオブロック支払いの記載を含み、カズナチェーイはニキフォル＝モーリンであった(彼の前任者はモイセイ Моисей)。最初の2葉については下がもぎ取られているので、ほぼ3分の1しか保存されていない。

№35

1588年10月25日から1589年9月8日までのオブロック支払いの記載を含み、カズナチェーイはニキフォル＝モーリンであった。

№36

1588年12月1日から1589年6月11日までのオブロック支払いの記載を含み、カズナチェーイはニキフォル＝モーリンであった。

№37

1589年10月1日から同年11月20日までのオブロック支払いの記載を含み、カズナチェーイはニキフォル＝モーリンであった。

## № 38

1589年12月11日から1590年9月4日よりも前までのオブロック支払いの記載を含み、ニキフォル＝モーリンのカズナチェーイ在任中に関わるオブロック支払であった。

## № 39

1592年3月15日から1593年までのオブロック支払いの記載を含み、カズナチェーイについては不明である。

以上が刊行者による日付けとその時のカズナチェーイの氏名であるが、本稿では、この10の文書について、№30の冒頭に、

7082年10月1日（1573年10月1日）に、カズナチェーイであるニキフォル・モーリンは、馬係、ジェーチ、屋敷番、炉焚き人、漁師達にオブロックを<sup>(9)</sup>与え始めた。

とあるように（№31、№32、№33、№35の冒頭でも同様である）、旧露暦の新年の始まりである9月1日から1ヶ月後の10月1日、あるいはその直後にオブロックの支払いが開始され、№34の冒頭に、

カズナチェーイであるニキフォル・モーリンの支出帳簿。前任のカズナチェーイであるモイセイが与えなかった残りの人々に対して、12月（破損）にオブロックが<sup>(10)</sup>与えられた。

とあるように（№36、№38、№39も同様）、それ以外の期日から記載されている場合には、「残りの人々にオブロック」の支払いが行なわれていること、を原則として、次のような操作を行なった。

A №35については、冒頭では「7097-го октября с 1-го числа」〔1588年10月1日から〕となっているものの、途中から「Лета 7096-го мая в 25 день」（1588年5月25日）となっていることから、後半部分については№34と合体させ、

(9) «Лета 7082-го месяца октября в 1 день почел давати казначей Никифор Морин оброки конюхом и детем, и дворником, и истобником, и рыболовом.» (ВХКкдс, с. 190).

(10) «Книги расходные казначая старца Никифора Морина, даван оброк достольным людем, которым не давал прежней казначей старец Моисей 96-го декабря...» (Там же, с. 235).

それによって1587年12月22日から翌1588年9月までのオブロック支払いを反映したものと捉えることができること、<sup>(11)</sup>

B №36は、№35の前半部分と合体することによって、1588年10月から1589年6月までのオブロック支払いを反映したものと捉えることができる

C №38の冒頭では、「Лета 7098-го декабря месяца в 11 день」「1589年12月11日」に残りのオブロットクにニキフォル＝モーリンの年のオブロックを支払い始めた、とされているが、途中で、「Лета 7099-го месяца сентября в 4 день」「1590年9月4日」となっており、これ以降に記載されている人物と、№37で記載されている人物の間では同一人物と比定される名前が相当数登場していることを考慮すると、№38も前半部分と後半部分とを切り離して、前半部分を№37と合体させ、1589年10月から1590年の何月かまでのオブロック支払いを反映したものと捉え、後半部分は10月からオブロック支払いが開始されるという原則からは逸脱するが、1590年9月以降に新たに開始されたオブロック支払いとして独立させる

D №39も冒頭では、「Лета 7100-го марта в 15 день」「1592年3月15日」に残りのオブロットクにオブロックを支払い始めた、とされているが、途中で、期日は記載されていないものの、「Книга Оброчный 101-го году. Почеты оброки довати всяким оброчным людем」「1592年のオブロック帳簿。全オブロック受領者にオブロックが与え始められた」となっており、途中から新年度の支払いが開始されたことが分かるので、前半部分と後半部分とに分離する

このような操作によって、結局、オブロック支払帳簿によって網羅できる時期は、

- (1) 1573年10月1日から1574年4月30日まで、
- (2) 1575年10月6日から1576年5月24日まで、

(11) 史料集の刊行者は、№35の後半部分にある「97-го сентября в 1 день」の箇所を、この帳簿は「Лета 7097-го октября 25 день」で始められているのだから、「98-го сентября в 1 день」でなければならないとしているが（*Там же*, с. 248）、後半部分は「Лета 7096-го мая в 25 день」で始まっているのだから、ちょうど年がかわる9月1日にこのような表記がなされているのは当然だと思われる。

- (3) 1579年10月27日から1580年3月16日まで、
- (4) 1581年10月1日から1582年4月28日まで、
- (5) 1587年12月22日から1588年9月8日まで、
- (6) 1588年10月25日から1589年6月11日まで、
- (7) 1589年10月11日から1590年のある時期まで、
- (8) 1590年9月4日からある時期まで、
- (9) 1592年3月15日からある時期まで、
- (10) 1592年10月1日から翌1593年のある時期まで

の10の期間ということになる。しかし、1年間を通しての、オブローク支払いの全てを網羅したものではなく、日付けの不明確なものも含まれている。が、当該修道院の雇用関係を探る上では、ある程度の事柄を把握することはできるであろう。

また、すでに触れたように、*Вотчинные хозяйственные книги 16 в. Приходные и расходные книги Иосифо-Волоколамского монастыря 70-80-х г.* の中にもオブロークの支払い関係の記事が含まれているので、それをも参考にしながら、検討を加えていきたい。ただ、支払帳簿の記載では担保に関する記述は欠けている場合が多い。また、多くの場合は、オブローク帳簿に記載された日付けと、支出帳簿に記載された日付けとが異なっている。<sup>(12)</sup>これは、修道院側がオブロークとなる金銭をオブロートチクに渡すべき人物に与えた時期と、実際にオブロートチクが金銭を受け取った時期とのタイムラグを示すものとも考えられる。

分析に入る前に、史料中の記載形式について、一言触れておくと、オブロークの支払いに当たっては、支払期日、オブローク受領者の名前、職種、オブロークの金額、またはそれに代わるものが記載され、ついで、担保あるいは保証人についての記載があり、保証人については、その名前、職種あるいはオブ

(12) 例えば、木さじ製造職人ミハイル（アンドレイの息子）に対するオブロークの場合、オブローク支払帳簿では10月1日となっている（*Там же*, с 190）が、支出帳簿では10月15日となっている（*ВХКпрк*, с 44）。

ロック受領者との関係が記載されている<sup>(13)</sup>が、オブロックの支払いに際して、全ての事項が漏れなく記載されているわけではなく、とりわけ支払期日の欠けている場合が多く見られる。

## II オブロック受領者

### 1 オブロック受領者の職種

まず、オブロック支払帳簿に登場するオブロック受領者の職種に注目しながら、当該修道院がどのような労働力を必要としていたのかを検討してみたい。

史料中に登場するオブロック受領者の職種を一覧表にまとめたものが表Ⅱ-1である。

ここに見られる職種を労働の性質によって分類してみると、

- A 農業～детеньш (детенок), 野菜栽培者 огородной, 草刈り用地摘取り人 островщик,
- B 牧畜関係～家畜の世話人 воловик, 馬係 конюх, 牧人 пастух (пастух животинной)
- C 漁業～漁師 рыболов
- D 手工業～桶屋 бочарник, 石工 каменщик, 製革工 кожевник, 車大工 колесник, 火掻き棒製造人 кочережник, 鍛冶屋 кузнец, 木さじ製造職人 ложечник, 製粉業者 мельник, 槌工 молотовщик, 裁縫師 портной (портной мастер, портной швец), 大工 плотник, 靴工 сапожник, 鞍師 седельник, テーブルクロス織工 скатертник, ろくろ師 токарь, ストッキング製造工 чулочник,
- E 家内労働～ дети, 炉焚き人 истобник, 料理人 повар,

(13) 例えば、「Тово ж месяца в 23 день дано овдотыньскому истобнику Офонке оброку 10 алтын, взял на него старец Селуян» (ВХКдсв, с 191) では、「Тово ж месяца в 23 день」が支払い期日、「овдотыньскому истобнику」が職種、「Офонке」がオブロック受領者、「старец」が保証人の身分、「Селуян」が保証人の名前である。

表Ⅱ-1 オブロートチクの職種

職業又は職階	日本語訳
бочарник	桶屋
воловик (воложник)	家畜の世話をする人
дворник	屋敷番, 掃除夫
детеньш (детенок)	雇われて修道院領で働く下男
дети	修道院内の家内使用人
дьячок	堂務者(正教教会の最下位勤務者)
иконник	イコン製作者, イコン絵師
истобник	釜焚き人, 炉焚き人
казак	日雇い農夫; 貢税から自由で, 雇われて働く自由人; 作男; 召使
казак мельничной	日雇い製粉従事者
каменщик	煉瓦石積職人; 石工; 金属細工人
кашевой повар	行軍付料理人
кожевник	製革工
колесник	車輪製造人, 車大工
конюх	馬丁, 馬係; 厩番
кочережник	火掻き棒製造職人
кузнец	鍛冶屋, 鍛冶工
ложечник	木さじ製造職人
мельник (мельничной)	製粉従事者; 粉屋
молотовщик (молотник)	錘工; 鍛冶屋; 鍛工
огородной (огородник)	野菜栽培者
островщик	草刈地の摘み取り人
пастух	牧夫, 牧童
плотник	大工
повар (поварко)	料理人
портной	裁縫師; 仕立屋
рыболов (рыболовь)	漁師, 漁夫
сапожник (сапожной)	靴工, 靴屋
седельник	鞍師, 鞍屋
скатертник	テーブルクロス織工
слуга (служба)	使用人, 召使, 下男
сторож	番人, 見張人
стрелец	射手
тележной	4輪荷馬車や荷物運搬車の製作・修理者
тележной повар	
токарь	旋盤工; ろくろ師
трапезной	下級堂務者
человек (люди)	召使い, 下男
чулочник	ストッキング製造工
ясельничий	修道院の下男

[典拠] *Вотчинные хозяйственные книги XVI в. Книги денежных сборов и выплат Иосифо-Волоколамского монастыря 1573-1595 гг.*, М.-Л., 1978, № 30-39 より作成。

F 教会・修道院の宗教的業務関係～*дьячок*, イコン制作者 *иконник*, 使用人  
 слуга, 下級堂務者 *грапезной*,

G その他～屋敷番 *дворник*, 番人 *сторож*, казак, 射手 *стрелец*,  
 このように, 職種として多いのは手工業関係である。

次に, 職種毎の雇用人数がどのように変遷していったのか, を先の時期区分  
 に沿ってまとめたものが表Ⅱ-2である。

オブロック支払帳簿が完全なものではないため全てを網羅しているわけでも  
 なく, 記載期間の不統一もある<sup>(14)</sup>ので年次によってばらつきが大きい<sup>(14)</sup>が, 各年次  
 を通して必ず登場しているのが *детеныш* と馬係 *коных*, 1年だけ欠けている  
 のが炉焚き人 *истобник* と番人 *сторож*, 2年欠けているのが屋敷番 *дворник*, 鍛  
 冶屋 *кузнец*, 製粉業従事者 *мельник*, 大工 *плотник*, 裁縫師 *портной*, ろくろ  
 師 *гокарь*, ストッキング製造工 *чулочник* である。 *кузнец* と *молотовщик* の仕  
 事内容が同一であること, 同一人物が *кузнец* と *молотовщик* と呼ばれて  
 いることを考慮すると, 鍛冶屋については, 欠けている年は1年だけということ  
 になる。炉焚き人 *истобник* と屋敷番 *дворник* については, 個別具体的に名前を  
 記載してはいないものの, 村々の *истобник* と *дворник* にオブロックとして支払  
 うために修道士 *старец* に金銭が渡されている事例があり<sup>(15)</sup>, 表中には現れてい  
 ない炉焚き人と屋敷番の存在が推測される<sup>(16)</sup>。

表Ⅱ-2からほぼ年間の趨勢を捉えることができるのは, 前述の時期区分に  
 従うと, (1), (6), (7) で, (5)～(8)は, 不十分ながら, 連続している。各  
 年次で圧倒的な部分を占めているのは *детеныш* で, 次いで炉焚き人 *истобник* と

(14) 年次については, 10月1日を起点として翌年の9月30日までを, 起点の10月1日  
 を含む年の年次とする。例えば, 1573年度という場合は, 7082年10月1日(1573年  
 10月1日)から7083年9月30日(1574年9月30日)までを指している。

(15) 村名が分からないものが *ВХКдсе*, с. 206, 209 に, また, ブジャロヴォの村々,  
 スパスコエの村々, ウスペンスコエの村々, ルコヴニコヴォの村々について, *Там  
 же*, с. 233, 234 に, それぞれ記載されている。なお, 後者については, «детенышы»  
 あるいは«дети»も対象となっている。

(16) 表中に現れていない可能性については, 屋敷番と炉焚き人には限定されず, 牧人  
 についても(Тихомиров, М.Н. Указ. соч., с. 151), また, 註15に見られるように, ジェ  
 チョーヌインについても言えることである。

表Ⅱ-2 オブロートチクの人数の変遷

職種	1573.10.1~ 1574.4.30	1575.10.16~ 1576.5.24	1579.10.27~ 1580.3.16	1581.10.1~ 1582.5.9	1587.12.22~ 1588.9.8	1588.10.25~ 1589.6.11	1589.10.11~ 1590	1590.9.4~	1592.3.15~	1592.10.1~	合計
桶屋			2			1	2	2			7
家畜の世話をする人	1		1	1		1	1			1	6
屋敷番, 掃除夫	29		8	4	26	24	31		18	12	152
雇われて修道院領で働く下男	52	40	38	54	20	64	79	42	27	42	458
修道院内の家内使用人				2	6						8
堂務者(正教会の最下位勤務者)	3	2					1			1	7
アイコン製作者, アイコン絵師									1		1
釜焚き人, 炉焚き人	32	6	13	12	13	20	25		15	20	156
日雇い農夫; 貢税から自由で, 雇われて働く自由人; 作男; 召使	1		1								2
日雇い製粉従事者				1							1
煉瓦石積職人; 石工; 金属細工人						1				1	2
製革工			2	2		2	2				8
車輪製造人, 車大工			1	2		2	1	1			7
馬丁, 馬係; 厩番	15	14	13	15	3	12	12	9	5	14	112
火掻き棒製造職人	1	1	1	1		1	1	1			7
行軍付料理人						1					1
鍛冶屋, 鍛冶工	2	1	1	2		3	3	3		2	17
木さじ製造職人						1	1	1		1	4
製粉従事者; 粉屋	1	1	1	1		2	3	3		2	14
鋸工; 鍛冶屋; 鍛工					1	1		1		1	4
野菜栽培者	2										2
草刈地の摘み取り人	2										2
牧夫, 牧童				1	4	3	4		4		16
大工	6	6	4	4		3	4	4		5	36
料理人; 製造業者	4		2	4	1	3	5	5	1	4	29
裁縫師; 仕立屋	5	5	6	10	5	7	8		2		48
漁師, 漁夫	5	5	4	3		4	4	4			29
靴工, 靴屋	6	4	4	4	5	5	5		1		34
鞍師, 鞍屋	1	1	1	1		1	2		1		8
テーブルクロス織工	1	1	1	1		1	1	1		1	8
使用人, 召使, 下男	4								2		6
番人, 見張人	4	4	2	6	1	5	6	2		7	37
射手	7	6	4	2		3	1	1			24
4輪荷馬車や荷物運搬車の製作・修理者						1	1			1	3
тележной повар	3	6	2		1	1				1	14
旋盤工; ろくろ師	1	1	2	2		1	2	2		2	13
下級堂務者	1	1	1		1	1	1			1	7
召使い, 下男	1										1
ストックキング製造工	1	2	1	3		1	2	2		2	14
修道院の下男	1		1								2
不明	5	2	2	2		2	3		1		17
合計	198	109	119	140	87	178	211	84	78	121	1325

〔典拠〕 *Вотчинные хозяйственные книги XVI в. Книги денежных сборов и выплат Иосифо-Волоколамского монастыря 1573-1595 гг.*, М.-Л., 1978, № 30-39  
より作成。

屋敷番 дворник である。

(1) と (7) とを検討すると、恒常的に雇用されているのは農業関係では детеныш , 牧畜関係では家畜の世話人 воловик と馬係 конюх , 手工業関係では火掻き棒製造職人 кочережник , 鍛冶屋 кузнец , 裁縫師 портной , 靴工 сапожник , 鞍師 седельник , テーブルクロス織工 скатертник , ろくろ師 токарь , ストッキング製造工 чулочник また大工 плотник を加えることができる。また、漁業の漁師 рыболов , そして、屋敷番, 炉焚き人, 番人, 射手, 教会関係の下級堂務者 трапезной である。職種としては手工業関係が多いものの、その人数は1~7人と、多くはない。圧倒的に多いのは、屋敷番, ジェチョーヌィシ, 炉焚き人, 馬係で、中でもジェチョーヌィシの比率が最も高い。屋敷番と炉焚き人についてはほぼ同数で、後述するように、修道院領内の村の数にはほぼ等しく、プリカース単位<sup>(17)</sup>に、中心となる村を基地として、各村にオブロークが配分されていたと思われる<sup>(18)</sup>。馬係については、ほぼ12人前後となっている<sup>(19)</sup>。牧人は、(4) 以降にしか現れておらず、牧人が雇用されているのは当該修道院の近郊の村々と呼ばれているノーヴォエ村・オトチンチェヴォ村・ブイゴロド村・イリイツィノ村の4ヵ村<sup>(20)</sup>だけである。製粉業従事者は、複数の人物が記載されている年もあるが、1人だけの場合が多い。教会・修道院の宗教的業務に関わ

(17) 当該修道院におけるプリカース制については、拙稿「ロシア統一国家成立期の農村」、『ロシア史研究』第44号、1986年12月、17ページ、註9を参照されたい。

(18) プリカース内の村々が、その中で中心となる村名を冠したヴォロスチ名で呼ばれていることについては、拙稿「ロシア統一国家成立期の農村」、4ページを参照されたい。なお、1589年7月11日に、シェスタコヴォ村、コンドラトヴォ村、レストゥヴィツィノ村、ラグシノ村、ウエペンスコエ村、ベルコヴォ村、ポロバノヴォ村、ヴォルツィノ村の屋敷番にオブロークが支払われたが、金銭が渡された場所はウスペンスコエ村 (ВХКодс, с. 253, 254) で、これらの村は同一のプリカース内にあり、そのプリカースの中心がウスペンスコエ村であった。

(19) 馬は耕作用としても必要であり、支払帳簿でも馬の治療のために、またオブローク支払帳簿では保証人として、馬医者が登場しているほどであるから、12人という数字は少ないように思われる。家畜数を考慮すると、家畜の世話人が1人だけというのも奇妙である。

(20) 「修道院近郊の村々」については、拙稿「ロシア統一国家成立期の農村」、4ページを参照されたい。

るものについては、オブロック受領者そのものが多くない。射手は、修道院そのものとの関係が不明確であるが、常時オブロック受領者を抱えていたようである。1588年と1589年には、2人の射手に対して、カザン遠征の報償として追加分0.5ルーブリが与えられている。<sup>(21)</sup>なお、本稿では非宗教的業務に関わる職種を主として扱うことにしたいので、教会・修道院の宗教的業務に関わる職種については後の検討対象からは除外することにする。また、射手についても除外する。

さて、このような職種の人々がオブロックの受領と引換えに、当該修道院と何らかの関係を結び結んだことになるのだが、その際、オブロック受領者は当該修道院に対してどのような義務を負うことに、あるいは拘束を受けることになったのだろうか。言い換えると、修道院はオブロックを与えることによって、オブロック受領者に何を期待していたのだろうか。また、なぜこのような関係を取り結ぶ必要があったのだろうか。そこで、次にオブロック受領に際して、オブロック受領者が負うことになるであろう義務について検討を加え、続いて、オブロック受領者の負う義務に対して、修道院側はオブロック以外に何を反対給付として与えたのか、また、オブロック受領者は何を期待していたのかの検討を行ってみたい。

## 2 オブロック受領者の義務

オブロックを受け取る人達は、通常「オブロートチク」ないし「オブローチニエリユージ」<sup>(22)</sup>「оброчные люди」と呼ばれているが、時には「деловые люди」<sup>(23)</sup>とも呼ばれている。また、一定の労働の対価として受け取った金銭が、全てオブロックと呼ばれているわけではない。「денежное жалованье」とか「годовое жалованье」<sup>(24)</sup>という表現も見られる。また、オブロック支払帳簿ではなく、支出帳

(21) ВХКкдсв, с. 250.

(22) Там же, с. 215, 237, 238, 244, 248, 256, 261, 277, 281.

(23) Там же, с. 224.

(24) «В том 90-м году казначей Никифор давал денежное жалованье, оброки, ...» (Там же, с. 224),あるいは「Дано годового жалованья Кузьме Креницыну 2 рубля денег.» (Там же, с. 282) 等。

簿の中に記載されている、その時々に必要な労働への賃金の支払いに対しては、オブロークという表現は使われていない。時々、賃金 *наём* あるいは «могорец» という表現が見られたり、賃金受領者に対して「ナイミート」«наймит» という表現が使われたりもしている。<sup>(25)</sup>

しかし、オブロークの支払いに際しての特徴の一つは、例外があるとはいえ、すでに指摘されているように、担保あるいは保証人を必要としていたことである。このような形式が見られるのは、金銭の貸付の場合で、この際には金銭の貸与と引き換えに、「カバラー» «кабала» (借用証、債務証書) が借用者から提出されている。<sup>(26)</sup> 当該修道院でも、検討の対象となっている時期に、農民などに金銭の貸与が行われていた。他方、賃金の支払いが行われる場合には、通常、被雇用者の名前 (記載のない場合もあるが)、労働の中味、賃金の額が記載されているだけで、被雇用者の側から修道院に対して提出されるものはない。オブロークの支払いに際してのみ、特別な形式が採用されていることになる。これはどうしてなのだろうか。

この点で、注目しなければならないのは、オブロークと賃金 *наём* の、次のような用法である。すなわち、

同月5日 (1574年2月5日—引用者)、アングロヴォ (村)において、レオンティーの息子でジェチョーヌシであるオルチューシカにオブローク10アルトゥインが与えられた。1年間過ごすために、15アルトゥインが彼に与えられる。<sup>(27)</sup> 彼には25アルトゥインが賃金として与えられる。

(25) «наём», «наняти», «наймит», «наймовати»については *ВХКпрк*, с. 30, 32, 33, 35-39, 43, 44, 51, 57, 74, 77, 81, 125, 126, 128, 129, 131, 206, 207, 210, 213, 215, 216, 259 で, «могорец» については *Там же*, с. 31, 32, 58 で, それぞれ使われている。

(26) 貸付の場合には、次のような形式が取られている。

«Того ж дни дано Меншику Ортемьеву сыну, гуровскому ключнику, рубль денег. А дати ему крестьяном займы и взяти на крестьян кабалы.»

「同日、アルチェムの息子で、トゥーロヴォ村のクリューチニクであるメンシクに1ルーブリが渡されたが、彼はこのお金を農民達に貸付け、農民達に対してカバラーを取らなければならない」(*Там же*, с. 25)。

(27) «Тово ж месяца в 5 день дано в Ангилове детенышо Ортюшке Левонтееву сыну оброку 10 алтын. А как отживет год, ино ему дать 15 алтын. И всего ему дать найму под 30 алтын.» (*ВХКпрк*, с. 69-70)。

このように、ここでは、オブロックと賃金が同一の意味で使用されているのである。

また、1590年9月4日付のオブロック支払いに際して、

漁師グリーンシャに対して、オブロックとしてカバラーにしたがって1ルーブリが支払われた。そして、彼には貧困の故に10アルトゥインが与えられた。彼の担保はチャンチャ部落にある彼の戸である。<sup>(28)</sup>

と記述されている。ここでは、オブロックが貸付の際に使われるカバラーと関連づけられている。

では、オブロックという表現には、単なる労働力の雇用ではない、特別な意味が含まれているのだろうか。そのことはまた、オブロートチクという表現が特別な意味を持っていることをも示唆しているのだろうか。オブロートチクとは何であったのか。このような点も問題となってくるが、それはさておき、オブロックの受領に際してオブロック受領者は当該修道院に対してどのような保証を与えたのだろうか。

#### 【オブロック受領者の当該修道院に対する保証】

保証に当っては、自己の戸を担保とする場合、保証人をたてる場合、両方の場合、どちらも提供していない場合、の4つに分類できるが、保証の内容については、同一人物でも固定的ではなく、時とともに変化が見られる場合もある。とはいえ、保証人も戸を担保とする必要もない場合は3例しかなく、<sup>(29)</sup>大部分のオブロック受領者は、何らかの形で保証となるものを修道院に提供していたことを、ここでは確認するにとどめて、保証形態の問題については、オブロック受領者の実態を検討する際に再び触れることにしたい。

次に、保証となるものを修道院に提供した後、オブロックを受領した人達が

(28) «Заплачено за Гришу за рыболовля по кабале за оброк рубль денег. Да ему ж дано за бедность 10 алгын.» (ВХКкдсв, с. 276)。

(29) 後に触れるように、そのうち2例は古参住民であることがその理由とされている (Там же, с. 201)。

当該修道院に対して負うことになった義務内容について、労働の内容と労働の場、拘束内容の順で検討してみたい。

では、オブロック受領者は、具体的にどのような労働を行っていたのであろうか。労働の場はどこであったのだろうか。

### 【労働の内容】

この点について、オブロック支払帳簿では、わずかの例外を除いて、ほとんど記載されていない。例外的なのは、オブロックの支払に当たって、義務的に行わなければならない労働の中味を、ある程度明記している場合で、

(1) 耕地の耕作を義務づけている事例

- ① ブィコヴォ村の屋敷番 (1574年1月8日)<sup>(30)</sup>
- ② イエヴレヴォ村の屋敷番であるアンドレイは、1年前にイエヴレヴォ村において耕地を耕作しているので、そのオブロックとして15アルトゥイン受け取っている (1574年2月16日)<sup>(31)</sup>。
- ③ エリナルホヴォ Елинархово 村の屋敷番であるザハルコ Захарко は、1年前にネヴェレヴォ村にある修道院の耕地を耕作した報酬として0.5グリヴナ受け取っている (1588年)<sup>(32)</sup>。
- ④ トルィズノヴォ Трызново 村の屋敷番であるマカルコ Макарко は、オブロック4グリヴナの他に、耕作の報酬として2グリヴナを受け取っている (1588年)<sup>(33)</sup>。
- ⑤ ウスペンスコエ Успенское 村の屋敷番であるルカシ Лукаш は、オブロック0.25ルーブリの他に、雇用労働者用の耕地に対する賃金 наём として2グリヴナを受け取っている (1588年)<sup>(34)</sup>。
- ⑥ ボロバノヴォ Болобаново 村の屋敷番であるマクシムコ Максимко は、オブ

(30) Там же.

(31) Там же, с. 203

(32) Там же, с. 236

(33) Там же, с. 246

(34) Там же.

ローク 2 グリヴナの他に、雇用労働者用の耕地の耕作に対する報酬として 2 グリヴナを受け取っており、しかも、それぞれについて別の保証人を立てている (1588年)<sup>(35)</sup>。

- ⑦ 屋敷番は、雇用労働者用の耕地の耕作に対するオブロークとして 10 アルトウィンを受け取っている (1589年 7月 11日)<sup>(36)</sup>。
- ⑧ ガヴリノ Гаврино 村の屋敷番である マーカル Макар は、オブローク 10 アルトウィンの他に、修道院の耕地の耕作に対する報酬として 4 グリヴナを受け取っている (1589年 12月 11日)<sup>(37)</sup>。

(2) 家畜の放牧を義務づけている事例

- ① ヴェリヤミノヴォ Вельяминово 村の屋敷番であるイワンは、息子が家畜の放牧を行うことを前提に 5 アルトウィンを受け取っている (1573年 12月 7日)<sup>(38)</sup>。
- ② マモンノ Мамошино 村の屋敷番であるダニルコ Данилко (1574年 1月 8日)<sup>(39)</sup>。
- ③ リトヴィノヴォ Литвиново 村の屋敷番であるニキートカ Никитка (同上)<sup>(40)</sup>。
- ④ オウドチイノ Овдотьино 村の屋敷番であるミハルコ Михалко (同上)<sup>(41)</sup>。
- ⑤ トルィズノヴォ Грызново 村の屋敷番であるオフオンカ Офонка (1574年 1月 16日支払)<sup>(42)</sup>。

と、いずれも屋敷番に関するものである。屋敷番については、この他、菜園用の野菜の種子、燕麦を購入するための費用が渡される場合があり、菜園の世話

(35) Там же, с. 247

(36) Там же, с. 253.

(37) Там же, с. 268

(38) Там же, с. 197.

(39) Там же, с. 201.

(40) Там же,

(41) Там же,

(42) Там же, с. 202.

(43) Там же, с. 245

にも携わっていたと思われる。

屋敷番以外では、火掻き棒製造職人であるミハイル Михайл について、オーク受け取りの代償として長い杖と火掻き棒をいずれも200本ずつ製造することを義務づけている場合がある。<sup>(44)</sup>

### 【労働の場】

ところで、修道院はどこで労働力を必要としたのだろうか。修道院は、シェストラ河畔に存在する本院だけではなく、さまざまな施設を所有していた。例えば、所領内の村には教会・教会に付属する教会堂・救貧施設、司祭 поп・дьякон・пономарь・проскурница・слуга монастырской の居住する戸などが、検地帳などの史料中に登場しており、それと並んで、教会の耕地、修道院の草地などにも言及がある。<sup>(45)</sup>ところが、ソートナヤによって把握されている人達は、ほとんどが農民であり、手工業者に関しては、大工・テーブルクロス織工・鞍職人が村内に居住している事例が一部にあるだけで、皆無に等しい。が、手工業者が相当数村内に居住していたことは、次章で述べるとおりである。

職種の中で、村名との結びつきがとりわけ強いのは、屋敷番と炉焚き人についてである。屋敷番の場合、クリュコヴォ Крюково 村・ゴルボヴォ Горбово 村・オボプロヴォ Обобурово 村・ベйнаVeина村を除く全村と関わっており、ベリヤミノヴォ Вельяминово 村・リトヴィノヴォ Литвиново村についても、屋敷番が登場している。<sup>(47)</sup>

炉焚き人については、ネヴェロヴォ村・クリヤノヴォ村・ズボヴォ村・ク

(44) Там же, с 190.

(45) 例えば, Акты феодального землевладения и хозяйства XIV-XVI веков. Ч. 2, М-Л, 1956 (以下AΦ3Xと略記), №1347.

(46) 1569年7月20日のソートナヤに拠ると、ナチャピノ＝ノーヴォエ村には大工ミハルコとテーブルクロス織工ガヴリルコが、ポクロフスコエ村には鞍師が住んでいた( Там же )。

(47) 1573年から1593年にかけての当該修道院の所領については、拙稿「16世紀末イオシフ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担」, 66, 67ページ;  
«Книга ключей и долговая книга Иосифо-Волоколамского монастыря XVI века» に収録されている巻末の地図と5ページの地図を参照されたい。

リュコヴォ村・ラグチノ村・ベルコヴォ村・モレチキノ村・レトキノ村・コルボヴォ村を除く33ヶ村と関わっており、モスクワにも派遣されている<sup>(48)</sup>。が、炉焚き人の場合に特徴的なのは、炉の存在が人間の生活の場、あるいは労働の場と結びついていることによって、後述するように、炉焚き人自身の労働の場が他の人々の生活の場、労働の場と密接に結びついていることである。

ジェチョーヌシンの場合も、まれに村名あるいは部落名と結びついている。例えば、ガヴリノ村については2件が各1人、1件が2人<sup>(49)</sup>、もう1件が4人<sup>(50)</sup>、ネヴェロヴォ村・エリナルホヴォ村・ラグシノ村・サヴェリエヴォ村・ポロバノヴォ村・ブジャロヴォ村については、それぞれ1件で1人<sup>(51)</sup>、ブイゴロド村・トゥーロヴォ村については各1件で3人<sup>(52)</sup>、レリャヴィノについては1件で4人<sup>(53)</sup>、レトキノ村については2件で、1件が5人、もう1件が8人<sup>(54)</sup>、クリュコヴォ村については1件で5人<sup>(55)</sup>、ウスペンスコエ村については2件で、1件が3人<sup>(56)</sup>、もう1件が1人<sup>(57)</sup>、ゴルボヴォ村については1件で3人<sup>(58)</sup>、ベーリ村については2件あり、1件が2人<sup>(59)</sup>、他の1件が4人<sup>(60)</sup>、アンギロヴォ村については4件あり、2件が1人ずつ<sup>(61)</sup>、1件が4人<sup>(62)</sup>、もう1件が5人<sup>(63)</sup>、ノーヴォエ村については3件で各3人ずつ<sup>(64)</sup>、イリイツィノ村については1件が3人<sup>(65)</sup>、3件が4人

(48) モスクワへの派遣については、ВХКкдсв, с. 194, 227, 236

(49) Там же, с. 270.

(50) Там же, с. 281

(51) Там же, с. 204, 245, 246, 253, 270

(52) Там же, с. 246, 251

(53) Там же, с. 270.

(54) Там же, с. 251, 270.

(55) Там же, с. 270.

(56) Там же, с. 252.

(57) Там же, с. 270

(58) Там же, с. 280.

(59) Там же, с. 270.

(60) Там же, с. 280.

(61) Там же, с. 196, 204.

(62) Там же, с. 270.

(63) Там же, с. 281

(64) Там же, с. 252, 269, 280

(65) Там же, с. 280.

ずつ、<sup>(66)</sup>オトチンチェヴォ村については4件で各4人ずつ、<sup>(67)</sup>という事例が見られる。

しかし、ジェチョーヌィンの場合の村名との結びつきは、前2者とはその性格が少し異なるように思われる。屋敷番と炉焚き人については、その村を担当するという意味合いで使われているようであるが、ジェチョーヌィンの場合には、その村に居住しているという意味合いで使われているのではないだろうか。従って、ジェチョーヌィンについては、村あるいは部落に居住していることを示すものとなっている。

牧人については、すでに言及したように、イリイツィノ村・オトチンチェヴォ村・ノヴォエ村・ブイゴロド村という同一のプリカースに所属する、しかもいずれもヨシフ＝ヴォロコラムスキー修道院近郊の4ヶ村（このプリカースの残りの2ヶ村のうちブィコヴォ村については、1571-72年に寄進されたものであり、小村クリュコヴォについては、当時は部落でしかなかった<sup>(68)</sup>）と、他の2ヶ村についてのみ確認することができる。さらに、時期が示されている場合には、夏期であり、収穫後の耕地での放牧と考えられる。おそらく、その耕地は修道院の直領地であったのではないか。日常的には、馬係、家畜の世話人が家畜の世話に当たっていたのであろう。ただ、馬係の場合は、その存在が特定の村に限定されなかったとはいえ、数的には限定されたものとなっていた。

деги については、サヴェリエヴォ村とアンギロヴォ村の2つの村について確認でき、前者の場合は2件で、いずれも保証人が2人ずつ<sup>(69)</sup>、後者については4件で、2件については保証人が2人、<sup>(70)</sup>残り2件については保証人が1人となっている<sup>(71)</sup>。なお、1件「製粉場で」«на мельнице»という表現が見られる。

(66) Там же, с. 233, 252, 270.

(67) Там же, с. 234, 252, 269, 270, 280.

(68) ブィコヴォ村については AΦ3X, № 354 を、小村クリュコヴォについては Там же, № 297, 347 を参照。

(69) ВХКдсв, с. 245.

(70) Там же.

(71) Там же.

мельник については14件確認できるが、うち4件はアンギロヴォ村に関わり、いずれもノヴゴロドの人であるイワン・リャプンが製粉業従事者である<sup>(72)</sup>。また、8件はオヌフリーの息子ロジオンが製粉業従事者で、そのうち2件について「製粉場で」「на мельницу」との言葉が付されている<sup>(73)</sup>。残り2件は、イゾン・ミンスキー修道院のワシーリーが製粉業従事者である。支出帳簿では、「нижняя мельница」という表現が使われている<sup>(74)</sup>。

番人については、比較的サービス提供の場がオブブロック支払帳簿の中に記載されている。これは、提供するサービスの性格が影響していると思われるが、場として示されているのは、

- ① 「大門で」 «у большие ворота»<sup>(76)</sup>
- ② 「厩舎で」 «на конюшенной двор»<sup>(77)</sup>
- ③ 「水門で」 «у водяных ворот»<sup>(78)</sup>
- ④ 「聖門で」 «к святым воротам»<sup>(79)</sup>
- ⑤ 「ボゴロドノイ修道院で」 «на Богородной монастырь»<sup>(80)</sup>
- ⑥ 「邸で」 «на дворцы»<sup>(81)</sup>

あるいは形容詞形で、

- ⑦ 「門の」 «воротной»<sup>(82)</sup>
- ⑧ 「町の」 «городовой»<sup>(83)</sup>

(72) Там же, с. 241, 262, 274, 275, 284.

(73) Там же, с. 203, 210, 217, 226, 241, 259, 274, 284

(74) Там же, с. 265, 275.

(75) ВХКпрк, с. 31, 32, 80.

(76) ВХКкдсв, с. 206, 286

(77) Там же, с. 232, 243, 261, 276

(78) Там же, с. 194, 195, 214, 232, 248, 276, 286.

(79) Там же, с. 217

(80) Там же, с. 248, 251, 286. 最後の場合には、「牢番」«сторож тюремной»となっている。

(81) Там же, с. 200, 214

(82) Там же, с. 243, 262.

(83) Там же, с. 286

- ⑨ 「金庫の」 «казенной»<sup>(84)</sup>  
 ⑩ 「モスクワの」 «московской»<sup>(85)</sup>  
 ⑪ 「漁場の」 «рыбной»<sup>(86)</sup>

である。

また、すでに触れたように、派遣先の指定が行なわれている事例があり、例えば、モスクワへは、1581年10月25日付で、炉焚き人としてミクルコ Микулко<sup>(87)</sup>が、番人としてペルヴーシカ Первушка<sup>(87)</sup>が、それぞれ派遣されており、1573年11月16日には炉焚き人のクジマ（アレクセイの息子）がモスクワで勤務していた。<sup>(88)</sup>さらに、1592年には、モスクワ勤務への追加のオブロックとして0.5ルーブリが、馬係のワシーリー・オフバートとグリゴリー・スコカ、裁縫師のヴォイカ、靴職人のダニール（ドロガーニャの息子）、ジェチョーヌィシのカリオン（チモフェイの息子）、料理人のハリシム、спужкаのザミャトナ（ワシーリーの息子）とセメンに、そしてフォマにそれぞれ与えられている。<sup>(89)</sup>料理人のハリシムは1589年10月11日にも、モスクワへ炉焚き人として派遣されていたので、オブロック1ルーブリの他に0.25オブロックが与えられている。<sup>(90)</sup>この時には、ジェチョーヌィシであるイワンコИванкоが番人として派遣され、報酬として0.25ルーブリの追加の上に、シュエバが与えられている。<sup>(91)</sup>モスクワだけではなく、すでに1573年12月17日には被解放者トゥロヒム（ステパンの息子）が炉焚き人としてオボブロヴォ村に派遣されたり、<sup>(92)</sup>1588年にはカルガポリでの奉仕に対する報酬として馬係のラルギー Ларгийに10アルトゥインが追加されて

(84) Там же, с. 199, 212, 214, 218, 232, 243, 261, 265, 286 当該修道院の財産を保管する場所は2種類あったようで、「казенной」と並んで、「меньшая казна」という表現が見られる。これは、支出帳簿中でも、「меньшой казначей」という表現が使われていることに対応している。

(85) Там же, с. 243, 287

(86) Там же, с. 265.

(87) Там же, с. 227.

(88) Там же, с. 194

(89) Там же, с. 281.

(90) Там же, с. 261.

(91) Там же, с. 257.

(92) Там же, с. 198.

いる。<sup>(93)</sup>

手工業者の労働の場の存在を示唆しているのは、炉焚き人へのオブロークの授与に際して、炉を焚くべき具体的な建物が示されている場合である。例えば、

- ① 「裁縫小屋で」 «в портную избу» あるいは «в портную келью»<sup>(94)</sup>
- ② 「裁縫小屋の裁縫場で」 «на швальню в портную избу»<sup>(95)</sup>
- ③ 「製革小屋で」 «в кожаную избу»<sup>(96)</sup>
- ④ 「靴製造小屋で」 «в сапожную избу»<sup>(97)</sup>
- ⑤ 「靴製造小屋の縫製場で」 «на швальню в сапожную избу»<sup>(98)</sup>
- ⑥ 「鍛冶場で」 «на кузницу»<sup>(99)</sup>
- ⑦ 「ろくろ小屋で」 «в токарную избу»<sup>(100)</sup>

という表現である。事実、支出帳簿の1581年7月30日付で鍛冶屋ボリス（ペトロフの息子）は、「春のニコライの日（5月9日）から翌年の春のニコライの日まで鍛冶場で仕事をしなければならない」との記載があること<sup>(101)</sup>から、修道院所有の鍛冶場の存在を推測することができる。また、казакの場合で、製粉場と結びついて、「казак на мельницу」、*«мельничной казак»* となっている事例<sup>(102)</sup>もある。

裁縫師、製革工、靴工、鍛冶工、ろくろ師のような屋内での労働に携わる

(93) Там же, с. 241.

(94) Там же, с. 194, 214, 232, 236, 251.

(95) Там же, с. 285.

(96) Там же, с. 265, 285.

(97) Там же, с. 214, 233, 285.

(98) Там же, с. 265.

(99) Там же, с. 232.

(100) Там же, с. 195.

(101) «Тово ж дни дано кузнецу Борису Петрову сыну Лученину аброку на год рубль, делоть ему на кузнице от Николина дни от вешнева по Николин день по вешней. Порука по нем Офонасей Вохотцкой» (*ВХКпрк*, с. 212).

(102) *ВХКндс*, с. 197, 219, 230 なお、後で触れるように、казакの労働内容は極めて多様である。

人々、また、製粉業という特定の設備を備えた場である製粉場を必要とする製粉業従事者は、それぞれの労働を行うにふさわしい小屋＝仕事場で労働を行っていたものと考えられる。<sup>(103)</sup>それがどこに存在していたのかを示す記述は見つからないが、可能性があるのは、当該修道院そのものの内部か、修道院近郊の村々の中心地であるノーヴォエ村の内部ということであろうか。しかし、労働の場の存在は、オブローク受領者の生活の場との関連もあり、もう少し検討を加えてみなければならない。

次に、建物そのものの建造に携わる大工はどうであったのだろうか。オブローク支払帳簿では、前述のように、大工もまた恒常的にオブローク受領者として現れ、ほぼ1ルーブリのオブロークを与えられていた。しかし、彼らは、年間を通して、どこに居住し、どのような仕事を行っていたのだろうか。後でも触れるように、「大工達の戸」という表現が見られることとどう結び付けることができるのだろうか。仕事の性格上、本来的には、大工は複数で仕事をしていると考えられるが、オブローク受領者の数が少ないことをどう考えるべきなのだろうか。

漁業関係では、支出帳簿の中に魚類の購入が頻繁に記載されているが、その種類を見ると、<sup>(104)</sup>チョウザメ等の、高価な、おそらく当該修道院領内には漁場のないものであり、日常の消費に必要な魚類ではない。漁師のうち戸を所有して

(103) この点については、チホミーロフとグレーコフも指摘しているが、グレーコフは、居住場所としての小屋 избаを強調しており、「детин дворец」「雇用労働者用の戸」、「детина изба」「雇用労働者用の小屋」を指摘している(Греков, Б.Д. Указ. соч., с. 77. なお、註において、「гостиная изба», «служная изба», «конюшенная изба», «портная изба», «сапожная изба», «кузничный дворец» その他の存在に言及している)。また、チホミーロフは居住場所兼仕事場と捉えている(Тихомиров, Н. Указ. соч., с. 149; Книга ключей и долговая книга Иосифо-Волоколамского монастыря XVI века, с. 4)。

(104) 例えば、

«Тово ж дня Калгану 4 рубли денег, как поехал на Коломну ко владыке. И на те ему денги купити на Коломнеи на Резани свежая рыба шевриги и с терляди, и леци, и белая рыбаца.»[同日(1573年5月23日—引用者)コロムナの<sup>(104)</sup>大主教の所に出かけるカルガンに4ルーブリが渡された。彼は、このお金で、コロムナとリャザンにおいて鮮魚、すなわちシェヴリガとチョウザメ、ブリーム、コクチマスを購入しなければならない。](ВХКрк, с. 28)。

いる者が、どこに戸を所有しているのかを見てみると、12人中ファジェイエヴァ部落に1戸<sup>(105)</sup>、チャンチャ部落に3戸と<sup>(106)</sup>、チャンチャ部落に多くが存在している。1589年、1590年のオブロックを受領している漁師4人のうち3人はチャンチャ部落に戸を所有する者であった。いずれも、当該修道院から遠くない、川沿いに位置する集落であり<sup>(107)</sup>、漁業が営まれていたのであろう。そして、漁師の場合は、後述するブジャロヴォ村の漁師のように、一定の村の漁師がオブロック受領者となっていたように思われる。

手工業・漁業関係のオブロック受領者の存在意義はどこにあったのであろうか。人数的に考えて、当該修道院が、生産あるいは捕獲されたものを販売して貨幣を入手する、という目的を持っていたとは考えられず、チホミーロフも指摘しているように、せいぜい当該修道院内の需要に当てるとい程度のものであったと思われる。そして、オブロック受領者だけのサービスでは需要が充足されない場合にのみ、臨時的に他の雇用労働を導入したのではないだろうか。

#### 【期間について】

では、オブロック受領者は期間的には無制限の拘束を受けていたのだろうか。それとも、期間が限定されていたのだろうか。オブロック支払帳簿で判断する限り、オブロック受領者については、期間が限定されていたようであり、その期間も職種によってさまざまであったように思われる。

期間を明記している場合、それを示す形式として、次のような2種類のものがあった。

#### (1) 期間を示しているもの

- ① 始まりの期日を示さずに、至聖生神女庇護祭(旧露曆10月1日)まで<sup>(108)</sup>

(105) 漁師アレクセイ(カルプの息子)の戸である(ВХКрк, с. 211)。

(106) 漁師アフレム(Там же, с. 243, 261, 276), グリゴリー(Там же, с. 261, 276), フォードル(Там же)の3人の戸である。

(107) ファジェイエヴァ部落とチャンチャ部落とは隣接しており、いずれもロクスイシャ川沿いに位置していた(АФЗХ, с. 14)。

(108) ВХКкдса, с. 202, 203, 233, 247, 252。この場合、「居住しなければならない」との表現が見られることもある。

- ② 至聖生神女庇護祭から至聖生神女庇護祭まで<sup>(109)</sup>
- ③ 大斎から至聖生神女庇護祭まで<sup>(110)</sup>
- ④ 大斎前週（乾酪の週）から至聖生神御庇護祭まで<sup>(111)</sup>
- ⑤ 復活祭第3週（携香女の週）から至聖生神女庇護祭まで<sup>(112)</sup>
- ⑥ 何月何日から至聖生神女庇護祭まで<sup>(113)</sup>
- ⑦ 春のニコライの日（旧露暦5月9日）から主の降誕祭（旧露暦12月25日）まで<sup>(114)</sup>
- ⑧ 逆に，主の降誕祭（旧露暦12月25日）から春のニコライの日（旧露暦5月9日）まで<sup>(115)</sup>
- ⑨ ワシーリーの日（旧露暦1月1日）からエウドキアの日（旧露暦3月1日）まで<sup>(116)</sup>
- ⑩ フィリップの日（旧露暦11月14日）まで<sup>(117)</sup>
- ⑪ 主の降誕祭まで<sup>(118)</sup>
- ⑫ 聖母受胎告知祭（旧暦3月25日）から1年分<sup>(119)</sup>
- ⑬ 何月何日から何月何日までの分<sup>(120)</sup>
- ⑭ 単に1年分<sup>(121)</sup>

(2) 期限がいつかを示すもの

- ① 大斎<sup>(122)</sup>
- ② フィリップの日（旧露暦11月14日）<sup>(123)</sup>

(109) Там же, с. 198.

(110) Там же, с. 223

(111) Там же, с. 248.

(112) Там же, с. 250

(113) Там же, с. 247, 248, 265.

(114) Там же, с. 227.

(115) Там же,

(116) Там же, с. 199, 200.

(117) Там же, с. 203, 204.

(118) Там же, с. 264.

(119) Там же, с. 236.

(120) Там же, с. 190, 192, 199, 200.

(121) Там же, с. 199, 200, 247, 248.

(122) Там же, с. 254.

(123) Там же, с. 193, 254, 270

- ③ 主の洗礼祭 (旧露曆1月6日)<sup>(124)</sup>  
 ④ 主の降誕祭 (旧露曆12月25日)<sup>(125)</sup>  
 ⑤ 至聖生神女庇護祭 (旧露曆10月1日)<sup>(126)</sup>

(1)の①については屋敷番に関して3例、炉焚き人、厩番に関して1例ずつ、ジェチョーヌィンに関して4例、(1)の②については、炉焚き人に関して1例、(1)の③については、ジェチョーヌィンに関して1例、(1)の④については、ジェチョーヌィンに関して1例、(1)の⑤については大工に関して1例、(1)の⑥については家畜番と製粉業従事者に関して1例ずつ、屋敷番に関して2例、(1)の⑦・⑧については、製粉業者と鍛冶屋に関して1例ずつ、(1)の⑨については、鍛冶屋に関して1例、(1)の⑩についてはジェチョーヌィンに関して7例、(1)の⑪についてはジャチョークに関して1例、(1)の⑫については炉焚き人に関して1例、(1)の⑬については、ジェチョーヌィン・火掻き棒製造職人・鍛冶屋について1例ずつ、(1)の⑭については屋敷番・テーブルクロス織工に関して1例ずつ、番人に関して2例、(2)の①については、屋敷番に関して2例、(2)の②については、屋敷番に関して1例、ジェチョーヌィンに関して5例、(2)の③・④・⑤については、いずれも屋敷番に関する1例、不明1例という状況である。

このように、同一職種についても、拘束される期間はさまざまであったが、「Годовое жалованье」という表現や、半年分とか1年分というような表現が頻繁に見られることから判断すると、<sup>(127)</sup>基本的には1年間であったように思われる。また、終了時期については、10月1日(至聖生神女庇護祭)が最も多かったようである。これは、「はじめ」において述べたように、オブロックの支払が始まる時期が10月に入ってからということと関連しているのであろう。

では、この拘束期間は、オブロック受領者にとってどういう意味を持ってい

(124) Там же, с. 253.

(125) Там же, с. 254.

(126) Там же, с. 222, 253.

(127) 註107と註109, 註108中のジェチョーヌィン・火掻き棒製造職人の場合には、1年とされている。半年分とされている事例は、ジェチョーヌィン、炉焚き人、「тележный повар」について、それぞれ1例ずつ見られる (Там же, с. 217, 233, 236)。

たのだろうか。この点については、すでに触れたように、チホミーロフが、ジェチョーヌィシの従属性を論じる中で、ジェチョーヌィシは、受領したオブロックを返済すれば、期限前であっても、自由に離れることができていたことを指摘している。<sup>(128)</sup> また、結婚のために前任者がその任を離れ、新任者が残りの期間に相当するオブロックを受け取っている場合も見られる。<sup>(129)</sup> このような点から判断すると、オブロック受領者に対する修道院側の拘束の度合は、緩やかなものであったと言える。しかし、保証の必要性を考慮すると、そう単純に判断することもむづかしい。この問題については、オブロック受領者の実態を検討する中で、もう一度触れることにしたい。

### 3 オブロック受領者に対する修道院側の対価

では、オブロック受領者は、被雇用者として、雇用の際に当該修道院から労働の対価として何を期待していたのだろうか。

#### 【オブロックの額について】

先ず、オブロック受領者にはオブロックが支給されていたのであるから、その金額について検討してみたい。

オブロックの額は、職種によって異なっていただけでなく、同一職種でも一定ではなく、年によって異なっていた。そこで、1年に満たない短期間や特定の時期に支給されるオブロックと追加のオブロックを除いて、各職種のオブロック受領額を見てみると、当該期間を通して変化がないと思われるのは、靴工の1ルーブリ、鞍師の40アルトゥイン、テーブルクロス織工の20アルトゥ<sup>(130)</sup>

(128) Тихомиров, М. Н. Указ соч., с. 150

(129) ВХКпрк, с. 240 これは、馬係である。

(130) 靴工の場合、最高額は1ルーブリと固定されていたようだが、オブロック受領者となった時点で即1ルーブリを支給されるということでもなかったと思われる。例えば、父親ドロガーニャの場合には、当初から1ルーブリを支給されている（*Там же*, с. 198, 213, 220, 235, 250, 264）が、彼の息子ダニールの場合には、10アルトゥインから出発して、年を追って、4グリヴナ、0.5ルーブリと増額されている（*Там же*, с. 236, 250, 264, 281）。また、ピョートルの場合も、10アルトゥイン、4グリヴナ、30アルトゥイン、1ルーブリと増額されているし（*ВХКпрк*, с. 29, *ВХКкдсв*, с. 199, 213, 222）、トロヒムの場合も、0.25ルーブリ（50ジェーニガ）、0.5ルーブリ、30アルトゥイン、1ルーブリと増額されている（*ВХКпрк*, с. 33, *ВХКкдсв*, с. 199, 213, 250, 264）鞍師については、1例だけ1ルーブリが支給されている（*Там же*, с. 2644）。

なお、当時、1ルーブリ＝200ジェーニガ、1グリヴナ＝20ジェーニガ、1アルトゥイン＝6ジェーニガであった（*Очерки русской культуры XVI века*, ч. 1, *Материальная культура* Под ред. А.В. Арциховского М., 1977, с. 226-228）。

インで、馬係の1ルーブリについても、同様のことが言えそうである。また、カザクも、オブロック受領者として登場してくる頻度はそう高くないものの、オブロック額は1ルーブリと固定的である。火掻き棒製造職人の場合も、ほぼ40アルトゥインであった。<sup>(132)</sup>

木さじ製造職人の場合、1588年には30アルトゥインであったが、翌年以降は1ルーブリに増額されている。また、製粉業従事者の場合も、オブロック額は一定していないが、同一人物で見た場合、<sup>(134)</sup>1ルーブリ、30アルトゥインから1ルーブリに、<sup>(135)</sup>1ルーブリから40アルトゥインに、と増額の傾向が見られる。裁縫師の場合も、製粉業従事者の場合と同様で、同一人物について見た場合、1ルーブリに固定されている人物もいるが、<sup>(136)</sup>0.5ルーブリから30アルトゥインに、さらに1ルーブリに、<sup>(137)</sup>また、20アルトゥインから1ルーブリに、<sup>(138)</sup>そして、0.5ルーブリから20アルトゥインに、さらに20アルトゥインから20アルトゥイン1グリヴナへ、<sup>(139)</sup>また、1ルーブリから40アルトゥインへ、さらに40アルトゥインか

(131) 馬係の場合も、確かに1ルーブリが一般的ではあるが、初めてオブロックを受領する際には、1ルーブリではなく、25アルトゥインあるいは30アルトゥインを支給されていたようであり (ВХКкдсв, с.192, 193, 210, 211), また、1ルーブリを経て、40アルトゥインを支給される場合もあった (Там же, с. 241, 259, 274, 283)。

(132) 1例だけ1ルーブリが支給されている (Там же, с. 226)。

(133) 木さじ製造職人として登場しているのはグリゴリー (ヤコフの息子) だけであるが、彼の場合も、初年度は30アルトゥインのオブロックであった (Там же, с. 250)。

(134) すでに触れたように、製粉業従事者として登場してくるのはイズシムンスキー修道院のワシーリー、イワン・リャプン、ロジオン (オヌフリーの息子) の3人だけである。なお、人物の比定に当たっては、あだ名に注目したり、Петровский, Н. А. *Словарь русских личных имен*, М, 1984 によって、愛称形などを本来の名前に戻すという手続きを採った。

(135) ワシーリーの場合は、当初から1ルーブリで (ВХКкдсв, с. 265, 275), イワンの場合は30アルトゥインから1ルーブリに (Там же, с. 241, 262, 274, 284), ロジオンの場合は、1ルーブリから40アルトゥインに (Там же, с. 203, 210, 217, 226, 241, 259, 284), それぞれ増額されている。ただ、ロジオンについては、1590年だけはそれまでの、そしてその後の40アルトゥインではなく、1ルーブリの支給であった (Там же, с. 245)。

(136) ワシーリー (Там же, с. 227, 249, 264), イワン (Там же, с. 198, 213, 220, 227, 249), コンスタンチン (Там же, с. 198, 212, 219), ピャートイ (Там же, с. 228, 249, 264), フョードル (Там же, с. 221, 228, 235, 249, 264) の場合がこれに当たる。

(137) ボグダンの場合がこれに相当する (Там же, с. 199, 213, 220, 227-8)。

(138) クジマの場合がこれに相当する (Там же, с. 228, 235, 249, 264)。

(139) ラトゥィシャの場合がこれに相当する (Там же, с. 235, 249, 264, 265)。

ら1.5ルーブリへと、それぞれ年を追って増額されている事例が見られる。ろくろ師の場合も、ろくろ師としてオブロック額が同一というわけではなく、25アルトゥインから30アルトゥインへと増額していたり、40アルトゥインで一定していたりする。<sup>(140)</sup>漁師の場合も、人によって異なり、30アルトゥインないし1ルーブリで、年を追って30アルトゥインから1ルーブリに増額されるという方法が採られていたようである。<sup>(141)</sup>大工の場合は、一般的には1ルーブリあるいは40アルトゥインであったが、やはり、年を追って増額するという方法が採られていたように思われる。<sup>(142)</sup>ストックキング製造工についても、年を追って増額という傾向が見られるが、最高額は40アルトゥインである。<sup>(143)</sup>製革工についても、一定の額ではなく、1ルーブリあるいは2ルーブリに固定されていることもあるが、<sup>(144)</sup>年期を積むことによってオブロック額も増額されていったと思われる。<sup>(145)</sup>鍛冶屋の場合は、10アルトゥインから2ルーブリまでかなり幅があり、しかも個人差があったが、やはり年を追って増額されている事例が存在する。<sup>(146)</sup>

番人の場合は、5アルトゥインから2ルーブリの幅があり、一定額というわ

- 
- (140) イワン（アンドレイの息子）の場合がこれに相当する（*Там же*, с. 198, 212, 219, 227, 235, 249-251）。
- (141) ミハイル（フィリップの息子）の場合がこれに相当する（*Там же*, с. 260, 276）。
- (142) ミハイルの父親フィリップ（ドミトリーの息子）の場合がこれに相当する（*Там же*, с. 194, 213, 216, 226, 242, 260, 276, 284）。
- (143) アニシム（*Там же*, с. 233, 234）、グリゴリー（*Там же*, с. 195, 211, 218, 226, 243, 261, 276）の場合がこれに相当するが、グリゴリーは、1573年5月19日に半年分のオブロックとして4グリヴナを得ており（*ВХКпрк*, с. 27）、1年間では8グリヴナに相当する額から出発したことになる。
- (144) ミハイルの場合、車大工とも表現されているが、当初、車大工として1ルーブリ10ジェーニガから40アルトゥインに、さらに40アルトゥイン1グリヴナに増額された後、大工として40アルトゥインを得ている（*ВХКдсв*, с. 226, 241, 259, 274）。
- (145) ペルヴェシカの場合がこれに相当し、10アルトゥインから1ルーブリに、さらに40アルトゥインへと増額されている（*Там же*, с. 213, 226, 242, 260, 275）。また、彼の弟子アナニーの場合は、0.25ルーブリから10アルトゥインへと増額されている（*Там же*, с. 260, 275）。グリゴリーの場合は、1ルーブリに固定されている（*Там же*, с. 202, 213, 221, 226）。
- (146) ワシーリーの場合は2ルーブリに（*Там же*, с. 217, 226）、グリゴリーの場合は1ルーブリに（*Там же*, с. 243, 263）、それぞれ固定されている。
- (147) アクセンの場合、1.5ルーブリから2ルーブリに増額されている（*Там же*, с. 217, 226, 242, 263）。
- (148) イシドールの場合、当初10アルトゥインであったが、0.5ルーブリ、25アルトゥイン、1ルーブリと増額されている（*Там же*, с. 236, 242, 260, 275, 283）。

けではなかった。個人的に見た場合にも、固定されている人物も、変動している人物も存在するという状況であった。<sup>(149)</sup> 炉焚き人については、10アルトゥインが一般的であるが、2グリヴナ、4グリヴナ、0.5ルーブリ、20アルトゥイン、25アルトゥインとさまざまで、しかも、規則的に増額されているというわけでもなかった。屋敷番については、4グリヴナと0.5ルーブリが一般的であり、時に20アルトゥイン、25アルトゥインとなっている。最も人数の多いジェチョーヌィシの場合、当初1ルーブリが一般的であったが、1588年から0.5ルーブリあるいは20アルトゥインに減額され、1592年に再び25アルトゥインあるいは30アルトゥインに増額されたたようである。また、ジェチョーヌィシについても年を追って、増額されていくという傾向が見受けられる。<sup>(150)</sup>

このように、オブロークの額は、最低10アルトゥインから最高2ルーブリまで多様であった。しかも、同一の職種であっても、同じ金額というわけでもなかった。そして、手工業のような熟練を要する職種については、テーブルクロス織工を除いて、比較的高額のオブロークが支給されていたように思われる。逆に、炉焚き人や屋敷番の場合には、オブロークの支給額も低いものであった。

それでは、オブローク受領者は、オブロークだけを得ていたのだろうか。次に検討するのはこの点である。

#### 【オブローク以外に支給されていたもの】

(149) イワン（イワンの息子）の場合、0.5ルーブリから20アルトゥインに増額されている（*ВХКпрк*, с. 27, *ВХКкдсв*, с. 194, 195, 217）。また、フォマ（タルフの息子）の場合も、25アルトゥインから1ルーブリに増額されている（*Там же*, с. 199, 212, 214）。しかし、アルチェム（ヤコフの息子）の場合、1ルーブリから25アルトゥインに減額され、再び1ルーブリに戻っている（*Там же*, с. 218, 232, 243, 261, 286）。

(150) アンドレイ（ヤコフの息子）の場合、20アルトゥインから30アルトゥイン—1グリヴナ（結局160ジェ—ニガで、8グリヴナ）に増額されている（*Там же*, с. 272, 288）。ワン—リー（フォードルの息子）の場合も、20アルトゥインから1ルーブリに増額されている（*Там же*, с. 199, 209, 231）。グリゴリーとエメリヤン（フォマの息子）の場合、いずれも20アルトゥインから30アルトゥインに増額されている（グリゴリーについては、*Там же*, с. 239, 257, 272, 287, エメリヤンについては、*Там же*, с. 258, 271, 287）。ジェニス（マクシムの息子）の場合、10アルトゥインから20アルトゥインに、さらに20アルトゥインから25アルトゥインに増額されている（*Там же*, с. 252, 258, 271, 287, 288）。

オブローク受領者の中には、修道院からオブローク以外のものを、金銭あるいは現物で、別途に支給される場合があった。これを年代順にまとめたものが表Ⅱ-3である。

同表に示されているように、別途に支給されていたものは、手袋・針・弦・靴底用の金銭、または長靴・シューバ（毛皮外套）・手袋などの現物であった。職種によって支給されるものが決まっていたようで、労働上必要なものを補充するという位置づけであったと思われる。ストックング製造工には、弦用の1アルトゥインが確実に保障され、裁縫師についても1589年度までは針用の1アルトゥインあるいは4ジェーニガが保障されていた。靴工については、1579年度と、1587年度から1589年度にかけては、針用の1アルトゥインが部分的に保障されていた。ジェチョーヌィシについては手袋用の金銭が支給されているが、全員に確実に支給されているというわけでもなく、毎年ということでもない。大工については、1581年度までしか、しかも部分的にのみ、手袋用の金銭が支給されているに過ぎなかった。表中の他の職種については、恒常的な支給といえるものではない。

オブローク以外の支給については、上述のもの以外に、食糧が与えられている場合が見られる。

- ① 1573年12月22日に、鍛冶屋アレクセイ（グレゴリーの息子）に対して、2  
 チェトヴェルチずつの燕麦とライ麦が与えられている。<sup>(151)</sup>
  - ② テーブルクロス織工イワン・グビンに対して、1573年12月24日と1575年12  
 月28日に、いずれも6チェトヴェルチずつの燕麦とライ麦が与えられている。<sup>(152)</sup>
  - ③ 1592年に、鍛冶屋ボグダン、大工モイセイ、セメン・クチンに対して、そ  
 れぞれ2チェトヴェルチずつの燕麦とライ麦が与えられている。<sup>(153)</sup>
- また、1581年には、裁縫師のボリス（グレゴリーの息子）とルカ（ボリスの

(151) Там же, с. 119

(152) Там же, с. 200, 211.

(153) Там же, с. 283

息子)について、前者に対しては、オブローク20アルトゥインの他に、3.5ヶ月分の住居費2グリヴナと針用の1アルトゥインが、後者に対しても、オブローク30アルトゥインの他に、2ヶ月分の住居費1グリヴナと針用の1アルトゥインが与えられており、住居費の支給もあり得たのである。<sup>(154)</sup>

このようなオブローク以外の物品の支給について最も典型的な形を示しているのが、1593年4月1日(年度でいえば1592年度)に修道士ミサイル・ベズニョンとブジャロヴォ村の漁師との間で結ばれた取決めである。その内容は次のようなものである。<sup>(155)</sup>

- ① ブジャロヴォ村の漁師ヤコフとその息子及び妻の3人に、1人当たり月1オスミナのライ麦(年間総高18チェトヴェルチ)、1人当たり年間1チェトヴェルチずつの燕麦、1プードずつの塩、肉の塊、1チェトヴェルチずつのえんどうを与えること
- ② 漁師であるヤコフと息子に対しては、毎年のオブロークとして1ルーブリずつを大齋の時に与えること
- ③ 長靴、手袋、皮革、袖当てをヤコフと息子に与えること
- ④ 穀物については、目録に則って、セメンの日(10月1日)から与え、長靴、手袋、皮革、袖当てについては、年間のオブロークと共に、大齋の時に与えること
- ⑤ 漁師トミーラに、年間25アルトゥインのオブローク、4チェトヴェルチずつのライ麦と燕麦、1チェトヴェルチの大麦、長靴、手袋、皮革、袖当てを与えるが、その時期は漁師ヤコフと同時にであること
- ⑥ 漁師トミーラには、半プードの塩も与えること

ここに見られるように、ブジロヴォ村の漁師も、穀物を始めとする食糧、長靴・手袋・皮革・袖当て等を支給されていた。しかも、この場合には、年間を通してであった。生活の保障と言えるのではないだろうか。しかし、これが全てのオブローク受領者に当てはまるものであったということには疑問が残る。

(154) Там же, с. 227.

(155) Там же, с. 291 (№ 40).

表Ⅱ-3 オブローク以外の支給物

	1573.10.1~ 1574.4.30※₁		1575.10.16~ 1576.5.24※₂		1579.10.27~ 1580.3.16※₃		1581.10.1~ 1582.5.9※₄		1587.12.22~ 1588.9.8※₅		1588.10.25~ 1589.6.11※₆		1589.10.11~ 1590※₇		1590.9.4~※₈		1592~※₉	
	職種	件数	職種	件数	職種	件数	職種	件数	職種	件数	職種	件数	職種	件数	職種	件数	職種	件数
手袋用金銭	馬係 大工	1 1	大工 ジェチヨ-スイシ	6 34	馬係 大工 ジェチヨ-スイシ 車大工 桶屋 カザク 漁師 不明	1 2 32 1 2 1 1 1	大工 ジェチヨ-スイシ 車大工 カザク	4 33 1 1							ジェチヨ-スイシ	32	ジェチヨ-スイシ	2
針用金銭	裁縫師	5	裁縫師	5	裁縫師 靴工	6 4	裁縫師	10	裁縫師 靴工 下級堂務者	4 4 1	裁縫師 靴工	7 5	裁縫師 靴工	7 5				
弦用金銭	ストッキング 製造工	1	ストッキング 製造工	1	ストッキング 製造工	1	ストッキング 製造工	3			ストッキング 製造工	2	ストッキング 製造工	2	ストッキング 製造工	2	ストッキング 製造工	1
長靴													炉焚き人	2	製粉業従事者 ろくろ師	1 2		
シューバ													ジェチヨ-スイシ	1				
靴底用金銭															製塩業者	1		
長靴と手袋																	製粉業従事者	1

〔典拠〕 *Вотчинные хозяйственные книги XVI в. Книги денежных сборов и выплат Иосифо-Волоколамского монастыря 1573-1595 гг.*, М.-Л., 1978, № 30-39  
より作成。

注) 金額については、

※₁ 裁縫師の一人が針用に4ジェーニガを支給されている以外は、全て1アルトゥインを支給されている。

※₂ 手袋用については10ジェーニガを、他は1アルトゥインを支給されている。

※₃ 手袋用について、大工の2人に2アルトゥインを、他の大工2人に10ジェーニガを、針用・弦用については1アルトゥインを支給されている。

※₄ 全て1アルトゥインを支給されている。

だが、一部ではあれ、食糧や住居費が与えられていることもはっきりしている。

さらに、夏期用の手当が支給されている場合が、オブローク支払帳簿にも、また支出帳簿にも見られる。<sup>(156)</sup>

① 1581年5月13日に、イリイツィノ村でジェチョーノクであるイワンと彼の仲間達3人に対して、夏期用に1人30アルトゥインー1グリヴナ、総額3ルーブリ2グリヴナが与えられた。彼らの保証人になったのは、イリイツィノ村のペチャートチクのイワン・ベケトである。同月15日には、ノーヴォエ村で、3人のジェチョーノク、つまりアンドレイ、ドミトリー、イワンに対して、夏期の賃金として1人30アルトゥインー1グリヴナずつ、総額で2ルーブリ4グリヴナが与えられた。また、同月21日は、オトチンチェヴォ村で、4人のジェチョーノク、つまりマトヴェイ（イワンの息子）、ヤコフ、イワン（ザーハルの息子）、スチェパン（アレクセイの息子）に対して、夏期の賃金として1人30アルトゥインー1グリヴナずつ、総額で2ルーブリ4グリヴナが与えられた。同月26日にも、ブイゴロド村で、4人のジェチョーノク、つまりヤキム（ピョートルの息子）、イワン（ドミトリーの息子）、セミョーン・ボゴロチェツ、コルニール（フォードルの息子）に対して、同様のことが行われている。同月28日には、ノーヴォエ村の牧人イワンに対して、夏期用の牧養費用として20アルトゥインが与えられた。同年6月23日には、イリイツィノ村の管理人ウシャークが牧人アンドレイに対する牧養費用20アルトゥインを受け取っている。同月29日には、アンギロヴォ村で、3人のジェチョーノク、つまりジェメフ、ミーシカ・ブラガ、オナシカに対して、1人0.5ルーブリずつ、総額で1.5ルーブリが与えられたが、彼らにはこれ以前にカズナチェーイのグーレイが10アルトゥインずつ与えていた。同年

(156) 支出帳簿ではオブロークとは表現されていないし、夏期用の手当を受け取っている者がオブローク受領者であるかどうかについては明確に示されているわけでもないし、全ての夏期用の手当の受領者についてオブローク受領者であるかどうかの確定はできないが、彼らの中にオブローク受領者が含まれており、オブローク支払帳簿中の記載形式と同一であることから、支出帳簿中の夏期用手当の受領者をオブローク受領者と判断した。

7月9日にも、トゥルィズノヴォ村で、ジェチョーノクのイワンに夏期用の賃金30アルトゥイン—1ジェーニガが与えられている。同日、オトチンチェヴォ村で、牧人ボグダン（マトヴェイの息子）に対して、夏期用の牧養費用20アルトゥインが与えられた。同年8月9日にも、トゥーロヴォ村で、2人のジェチョーノクに対して、夏期用の賃金として1.5ルーブリ4アルトゥインが、そして、牧人にも8.5アルトゥインが与えられた。同月26日にも、サヴェリエヴォ村で、2人のジェチョーノクに対して、夏期用の賃金として1人30アルトゥイン—1ジェーニガずつ、総額で1.5ルーブリ1グリヴナが与えられた。さらに、ブイゴロド村でも、牧人シドルコ（ワシーリーの息子）<sup>(157)</sup>に対して、夏期用の牧養費用25アルトゥインが与えられた。

- ② 1581年10月25日に、マモシノ村で、ジェチョーノクのクジマに、夏期用の30アルトゥイン—1グリヴナが与えられた。<sup>(158)</sup>
- ③ 1589年5月9日に、オトチンチェヴォ村のジェチョーヌィシ4人、つまりイワン（ボクシェイの息子）、イワン（ドミトリーの息子）、イワン（ザーハルの息子）、ジェニス（マクシムの息子）に対して、夏期用のオブロークとして12アルトゥインずつが、同村で牧人トゥロフィムに夏期用のオブロークとして8アルトゥインが、それぞれ与えられた。いずれの場合も、保証人を立<sup>(159)</sup>てている。

これらの事例から判断すると、夏期の手当についても、賃金という言葉とオブロークという言葉が使用されていることが分かる。また、これらの表現を伴わない場合もある。が、いずれにせよ、夏期の手当の対象となっているのはジェチョーヌィシと牧人だけということになる。これは、労働の集中に対応した時期における特別手当という性格を持つものなのだろうか。

このように、オブローク受領者の一部は、オブローク以外にも当該修道院か

(157) ВХКпрк, с. 206, 207, 209-211, 213, 215

(158) Там же, с. 219

(159) ВХКкдсв, с. 252

ら何らかのものが支給されることが期待できたのである。<sup>(160)</sup>

しかし、前述のように、オブロック受領者だけが当該修道院の雇用労働力ではなかった。支出帳簿によって補ってみなければならない。

---

(160) 支出帳簿によると、1575年10月2日付で、修道院長の命によってラキチノの漁師アニシムに防寒帽用に1グリヴナが（*ВХКпрк*, с. 112）、1579年10月29日付で、「детенышы прихожие»マチュエーシカ（イワンの息子）とカリンカ（チモフェイの息子）に、わらじ用に2アルトゥインが（*Там же*, с. 170）、1580年2月7日付で、ろくろ師イワンに、ルバシカ用に2グリヴナが（*Там же*, с. 178）、同年3月19日付で、炉焚き人ラティンヤにもルバシカ用に1グリヴナが（*Там же*, с. 180）、それぞれ与えられている。また、1581年10月29日付で、修道士ニカンドラがサヴェリエヴォ村のジェチョーノク2人に、塩用の費用として8ジェーニガを与えている（*Там же*, с. 219）。